会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和3年12月7日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時02分

出席者 委 員 委員長 氏 家 晃

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 川 上 均

古 沢 ちい子 内 海 まさかず 千 葉 正 弘

議長小堀良江

傍聴者 森戸雅孝 大浦兼政 坂東一敏

青木一男 茂呂健市 小久保かおる

針 谷 育 造 白 石 幹 男 広 瀬 義 明

関口 孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人

福田裕司

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

副主幹岩崎和隆 主 査岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生	活	環	境	部	長	瀬	下	昌		宏
保	健	福	祉	部	長	髙	橋	礼		子
Z	ど	もぇ	卡 来	部	長	石	JII	67	づ	み
市	民	生	活	課	長	毛	塚	加	奈	子
保	険	年	金	課	長	島	田	林		治
環		境	課		長	福	田	欽		也
保福	健 福 祉	社 総	祁 副 祁 務	部 長 課	兼長	首	長	正		博
福	祉	総	务 課	主	幹	髙	橋	宏		樹
障	が	い	虽 祉	課	長	廣	田	智		之
高	齢	介	護	課	長	寺	内			均
地:	域 包	括ケ	ア推	進 課	長	茅	原	洋		_
健	康	増	進	課	長	石	JII	交		子
健	康	増進	進 課	主	幹	白	石	孝		江
健) ウ ′	東増イル!	進課ス感染	新 型 快症対	コロ策室	ナ E	小	島			清
子	育	てュ	支 援	課	長	神	長	利		之
子	育~	て支	援調	主	幹	松	本	佳		久
保		育	課		長	渡	辺	健		_

令和3年第7回栃木市議会定例会 民生常任委員会議事日程

令和3年12月7日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第116号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第117号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第123号 指定管理者の指定について(栃木市斎場)
- 日程第 4 議案第124号 指定管理者の指定について(栃木市大平地域福祉センター)
- 日程第 5 議案第125号 指定管理者の指定について(栃木市藤岡地域活動支援センター)
- 日程第 6 議案第126号 指定管理者の指定について(栃木市都賀地域活動支援センター)
- 日程第 7 議案第127号 指定管理者の指定について(栃木市大平児童館)
- 日程第 8 議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算(第6号)(所管関係部分)
- 日程第 9 議案第110号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第111号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第112号 令和3年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4 号)
- 日程第12 議案第113号 令和3年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第13 陳情第 4号 新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長(氏家 晃君) ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(氏家 晃君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(氏家 晃君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第116号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題 といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長(島田林治君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第116号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は5ページ、6ページ、議案説明書は7ページから9ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の7ページをお開きください。提案理由でありますが、健康保険法施行令の一部が改正されたことに準じて、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要でありますが、出産育児一時金の額を改めるものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。栃木市国民健康保険条例第8条は、出産育児一時金の規定であります。第1項中のアンダーラインの箇所、40万4,000円を40万8,000円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の5ページ

をお開きください。議案書5ページが制定文、6ページが改正文になります。改正の内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次の6ページ中段の附則についてですが、本条例は、令和4年1月1日から施行するというものであります。また、改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) どうもおはようございます。よろしくお願いいたします。 4,000円額が上がるというふうになるのですけれども、この4,000円の根拠というか、どうして上がるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令第36条のただし書によりまして、産科医療保障制度の保険料を加算して支給しております。昨年12月の厚生労働省社会保障審議会保険部会で、この産科医療保障制度の見直しが行われ、令和4年1月1日から保険料を4,000円引下げ1万2,000円としました。また、同審議会において、支給総額の42万円は維持すべきとされ、出産一時金を4,000円引上げ40万8,000円として、従来どおり総額で42万円とするということになったためでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 保険料が今までは1万6,000円だったと。今もですかね。それが1万2,000円 になる。その4,000円の部分を、保険料ではない、医療一時出産費のほうから出すということです ね。分かりました。

これは、国民健康保険の運営協議会でもこの議題はあったと思うのですけれども、協議会とこの 条例との関連性、関係性というのはどのように整理されているのでしょうか。

- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 条例改正等がある場合には、まず運営協議会のほうで内容の説明等 を行わせていただきまして、それで了解を得た上で条例改正のほうの手続を進めるというような形 になっております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 運営協議会のほうで、もしもこれを例えば継続審議とか、駄目だよとか という場合には、こっちへ上がってこないという形でよろしいのでしょうか。

- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 基本的に法律の改正に基づいているものですので、そこは運営協議 会のほうで委員の皆様によくご説明を申し上げて、ご理解をいただくということで進めていきたい と思っております。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 42万円というお話があったのですけれども、早産した人の場合には40万8,000円という理解でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 早産等についても同じように、42万円の出産一時金については支給する形になります。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 最後のほうに書いてあります、3万円を上限として加算するものというのは、 これはあまり関係ないのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) その3万円までが上限ということで、加算できるということになっておりまして、その3万円までが上限ということなのですが、規則のほうで今のところ1万6,000円ということで定めておりまして、3万円以内ということです。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) では、参考までなのですけれども、この間の支給の推移数、数とかというのは分かりますでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 令和3年10月末現在なのですけれども、今のところ52件ほど支給しておりまして、令和2年度が88件、令和元年度が96件ということで、令和3年度におきましても、おおむね90件ぐらいにはなるかなというふうに思っております。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。 ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。

議員の皆さん、少々お待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) それでは次に、日程第2、議案第117号 栃木市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長(福田欽也君) 環境課の福田です。よろしくお願いします。

ただいまご上程をいただきました議案第117号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。以下、 当該条例は、土砂条例と称させていただきます。

議案書は7ページから12ページ、議案説明書は11ページから23ページでございます。初めに、議 案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の11ページを御覧いただきたいと思 います。

まず、提案理由でありますが、特例事業ということの説明になりますが、土砂条例では、500平 米以上の面積に土砂を搬入する場合、500立米以上の土砂を搬入する場合、それから高低差5メートル以上ある土地に土砂を搬入する場合を特定事業としまして、許可を受ける必要がございます。 この特定事業を実施する場合、事業者と住民との良好な関係を構築し、土砂等の搬入を円滑に実施 するため、栃木市土砂条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては、初めに、事前協議に係る規定を加えること。2つ目に、引用事項を 改めること。3つ目に、周辺住民への周知に関する規定を加えること。4つ目に、字句の整理を行 うことでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

改正の内容につきましてでありますが、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、12ページ、13ページを御覧いただきたいと思います。第11条でありますが、事前協議ということで、特定事業の許可または変更許可の申請をしようとするものは、あらかじめ規則で定

めるところにより、特定事業について市、市長と協議をしなければならないとさせていただきたい と考えております。

第13条につきましては、以前は、特定事業の許可後に周辺住民に周知するように努めなければならないという努力義務でありましたが、これからは、特定事業の許可申請前に周辺住民等に対し、 事業の内容を周知することを義務づけるということにさせていただきたいと考えております。

なお、引用条項を改めること及び字句の整理に関することにつきましては、記載のとおりでありますので、説明は終了させていただきます。

以上が改正の内容になります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきます。条例の制定文につきましては、先ほどの 新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

議案書の12ページを御覧いただきたいと思います。施行の期日でありますが、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 議案書でいくと11ページになるのですけれども、住民への周知ということで、上から3段目、「住民その他規則で定める関係人」とあるのですが、規則というのはどうなるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) その規則につきましては、添付の資料とか、そういったものを規定して おりまして、周辺住民に関する規定とかを規定しているように改正するものであります。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 条例の施行は4月1日なので、来年なのですけれども、条例として、条 例が上がってきますが、その際に規則というものが定められているのか、今この規則というのがあ るのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 現在もこの土砂条例の関する規則というのはございます。それに合わせて今後改正をしていくということであります。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 条例の中の「関係人」というものが、これだと分からない。規則の中で 定めると書いてあるので、規則を見てみると、まだ条例が変わっていないので、古い規則しかない ので、そこら辺の関係です。関係人とは、では誰なのというものを、それはもう決まっているとい

- うことでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 基本的には、当該事業を実施する場所の自治会を想定しております。そのような案で進めております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 規則が先か条例が先かではないのですけれども、そこら辺がきちんとしていないと、条例に定められていても分からないというものなのですが、この規則というものはいつ定める予定なのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) この条例がご承認いただいたのに合わせて決済を取っていくというよう なことで、規則を決めていくということで考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 住民説明会ということで、一定の強化といいますか、になると思うのですければも、その周辺地域住民の方の自治会というお話があったのですければも、大きい自治会もあるし、小さい自治会もあるし、その辺の方の例えば半分とか何割とかという、そういう範囲とか、人数がどれくらいとかというのは、考えはあるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) その当該事業のある自治会というところまで、あとはそのほかに、関係者が特にほかにあればということの規定ですので、基本的に自治会の大きさというのは考えておりませんで、実施する箇所の自治会ということの規定で考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) そうしますと、その対象世帯が100世帯とかということで、例えばの話ですけれども、2割の人が参加したということでも、説明をしたという理解でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 説明会につきましては、その説明会を実施するということ、その自治会の中で分かりやすい説明を提示するということまでの規定でありまして、参加人数までは求めない方向で考えております。ただ、その内容につきましては、報告書を上げていただきまして、その報告書に基づいて再度検討するということを予定しております。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 分かりました。説明会ができない場合ということが、開催することができないという規定があるのですけれども、これはどのようなことを想定して、できない場合というのを考えているのでしょうか。

- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) ちょっと申し上げにくいのですが、事前にこれを自治会に対して説明をした場合に、例えばですけれども、その自治会が賛成派と反対派で真っ二つに分かれるとかということがありまして、その反対派の方が説明会を妨害するというようなことが起きたらば、できないのかなというような想定をしております。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) では、そういう想定外の想定といいますか、そういう場合は、やらなくてしようがないだろうという判断は市のほうでするという考えですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) その事情によりますが、そのように判断をすると、その都度判断をさせていただきたいと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) では、第11条で新しく増えるところなのですけれども、市長と協議しなければならないということなのですけれども、何を協議するというふうに想定されているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 事前協議、この事業の内容ですね、内容を条例で規定化することによって、正式な協議をするということです。今までも事前協議というのはあったのですが、こういう内容をしますよということで、その辺の審議をしまして、これでいいということの判断をしてから審査上げてもらうということで、正式ではなかったので、いろいろ指導がしづらいところがありましたので、今後は事前協議を制度化することによって、その内容について踏み込んだ指導ができるようになると考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 先ほどの説明で、提案されたときの説明で、この条例については、規則の強化とか罰則を強化するとかというものではなくて、単純にここが増えるということだったのですけれども、つまり今まで問題があったところをここで解決していこうというふうに考えているのかなと思うのですけれども、市長との協議ということで、今まで問題があったところというものは解決していくのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 例えば事前協議ということは、今までですと、ちゃんと自治会等に説明をしたのですかというようなことを聞くと、その業者等は、説明しましたというような回答が返ってきます。その辺を信じて実際許可をしますと、実は単に自治会長に口頭で言っただけとかというような話とかがありまして、それだとやはり住民との関係はうまくいかないだろうなということが

ありましたので、今後につきましては、ちゃんと説明会をやったのかというような内容、そういったことについても踏み込んで指導していけるような、そういう強化ということで考えております。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 協議をしなければならないということなのですけれども、市長はこれを 拒否するということはできるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 協議につきましては、拒否ということは考えてはおりません。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 栃木市では、3年前に土砂を違法に搬入されてというものと、近いところでは去年、今年かな、一部地域で、土砂を搬入するということで地元ともめているということがあったのですけれども、この条例というものは、そこら辺のことを想定して、これの対応としてつくられたということでよろしいでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) そのとおりでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第3、議案第123号 指定管理者の指定について(栃木市斎場) を議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長(福田欽也君) 引き続きよろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第123号 指定管理者の指定について(栃木市斎場)をご 説明申し上げます。

議案書は23ページ、議案説明書は46ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の46ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市斎場の指定管理者に宮本工業所・五輪グループを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参考条文は、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることによります。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、議案書の23ページを御覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、栃木市斎場でございます。指定管理者に指定をする団体は、現在も指定を受けております宮本工業所・五輪グループでございます。指定期間は、現在の指定期間が満了し、新斎場が稼働するまでということで、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの1年6か月となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 議案書の23ページとしておきます。この指定管理者を募るのは、どうい う方式で募ったのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 今回につきましては、選定外ということで、この業者1社だけを期間を 延長するということで考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 指定管理者を指定する場合には、一応公募というか入札しなければいけないとは思うのですけれども、しなくていいという根拠は何なのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) この業者につきましては、前回やりまして、5年経過しまして、1回延長できるということの規定がありますので、それに基づいた公募外の延長ということで考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 公募外という、1年6か月、半年しかないので、それもいいのかなとは

思うのですけれども、その選定をする、またはこれでいいですよというような決定機関というもの はあると思うのですけれども、それは何なのでしょうか。

- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 決定機関といいますと、庁内の指定管理者の選定委員会ということでありまして、こちらの理由につきましては、公募選定外ということで、そちらの指定管理者の選定委員会のほうに選定した理由でありますが、これまでの期間が運営が良好であること、あと今回の指定期間というのが1年6か月と短い期間でありますので、この五輪グループ1社ということで提案させていただいております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 公募外ということなのですけれども、管理指定料というものは幾らになるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 今回のこの提案につきましては約3,700万円でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) ちなみに5年間やってきたということなのですけれども、5年間で幾ら 指定管理料を払ったかというのは分かりますか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 今回の指定管理料につきましては、5年間で1億3,620万5,500円でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 千葉委員。
- ○委員(千葉正弘君) 1.5年というか1年と6か月ということなのですけれども、それまでに新斎場ができて稼働するというふうに、当然だと思うのですけれども、万が一それが、完成が遅れたりずれたときにどうなるかということをちょっと教えてください。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 一応ないものだと思っておりますが、前回補正予算、昨、おととしと続けて300万円ぐらい補正予算を組んでいるのですが、ちゃんと期間までは余裕を持って使えるようにということで炉とかの修繕を行っておりますので、万が一期間が変更になった場合も対応できるものと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。 ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事を終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまで ございました。

入替えの間、少々お待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第4、議案第124号 指定管理者の指定について(栃木市大平 地域福祉センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長福祉総務課長。

○保健福祉部副部長兼福祉総務課長(首長正博君) ただいまご上程いただきました議案第124号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては24ページ、議案説明書につきましては47ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の47ページをお開き願います。提案理由でありますが、栃木市大平地域福祉センターの管理を行わせる指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の24ページをお開きください。議案第124号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平地域福祉センターであります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会会長、小林一成であります。指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

今回の指定につきましては、これまでの管理実績や住民との信頼関係及び大平地域の地域福祉の 拠点として、地域福祉の推進団体である社会福祉協議会が当施設を管理運営する効果が大きいこと から、現指定管理者の栃木市社会福祉協議会を公募外で選定したものであります。

委託料の見込みにつきましては、初年度が1,195万2,000円、2年目が1,203万円、3年目が1,183万2,000円で、3年間の合計が3,581万4,000円となり、今議会に補正予算の債務負担行為として別途提案させていただいております。

以上で議案第124号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

- ○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。 ただいまから質疑に入ります。
 - 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 指定管理者制度を導入するというものは、公募を行って、そこでまた指定料金等が低いところ、そして質が高いところというものを選びましょうというのが大前提としてあるのですけれども、今回も公募外にされたということで、指定管理とする意味というものは本当にあるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 首長福祉総務課長。
- ○保健福祉部副部長兼福祉総務課長(首長正博君) おっしゃるとおり、指定管理者制度につきましては、原則が公募という形になります。ただ、公募のみで全ての公共施設の管理を任せていいかという部分のところになりますと、これは様々な意見があろうかというふうには思っております。

今回提案しております地域福祉センターというのは、地域の皆様方のこれまでの信頼関係を基に地域福祉を育てていくという、そういう拠点の施設でありますので、この施設につきましては、やはり従来からこの施設を管理してきた栃木市社会福祉協議会が適切だというふうに判断しております。ただ、当然ながらコストの部分については考えていかなければなりませんので、そのコストにつきましては、前年の実績等も踏まえ、十分精査をさせていただいた上で、ほぼ前年と同額あるいは少し前年よりも抑えるような、そういう状況の中でコスト管理をさせていただいて、その結果を栃木市の指定管理者選定委員会、こちらのほうにお諮りをした上で決定をしていただいたという形になります。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) ちなみにこの福祉センターは、職員が何人で運営するという前提となっているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 首長福祉総務課長。
- ○保健福祉部副部長兼福祉総務課長(首長正博君) 基本的には正職員が2名、臨時職員が3名、その人数でございますけれども、その人件費は、実はこの中にはほとんど含まれておりません。なぜ

かといいますと、当該施設の中に社会福祉協議会が大平支所を置いている、そういう関係がございますので、いわゆる土日にこの施設を開けていくに当たっての職員の人件費等について、今回のこの積算の中には含まれているという形でございまして、実際丸々今お話しした人数が入っているということではございません。

- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。 千葉委員。
- ○委員(千葉正弘君) 私は、社協に指定していくのは賛成なのですけれども、社会福祉協議会そのものの財政が非常に厳しいという話を聞いた記憶があるのです。たしか6年か7年ぐらいで財政が枯渇する可能性があるということを聞いた記憶があるのですけれども、3年たっても、まだ3年か4年はあるということにはなるのですけれども、そもそもの社協の財政というか、経営の体制をしっかり見直さなければいけないのではないかということが、これと直接は関係ないのですけれども、そういった意味で大丈夫でしょうかということをお聞きしたいと思います。
- ○委員長(氏家 晃君) 首長福祉総務課長。
- ○保健福祉部副部長兼福祉総務課長(首長正博君) 社会福祉協議会につきましては、なかなか単年 度収支が厳しいというところは実際ございます。いっときは、多く、8,000万円、9,000万円ぐらい の単年度の赤字を計上していた時期がございますが、昨年度におきましては、単年度赤字が4,000万円まで縮小してまいりました。少し事業を整理をしていくと。それに伴って、職員数の、特に非常 勤職員等の見直し、それらを行うという中で、少し整理できたというものはございます。

現在経営安定化計画という計画をつくりまして、その経営安定に向けた取組というものも同時並行で行っておりますが、なかなか劇的に黒字を生み出すというような、そういう団体ではございませんので、何とか収支が均衡するような、そういう形での対応ができるように、これからも経営管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 経営とか財政という点なのですけれども、新型コロナとか、そういった社会 状況の変化の中で、経営が、指定管理者の皆さんが圧迫されるとか、そういった憂慮というか、そういうのはないのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 首長福祉総務課長。
- ○保健福祉部副部長兼福祉総務課長(首長正博君) こちらの施設は、職員も通常どおりの勤務もしておりますし、ただ貸し館だけをコロナの関係で行ってこなかったというところはございます。若干、光熱水費等について少しゆとりが出たところはあろうかと思いますけれども、ほぼコロナの影響を受けずに、通常の指定管理の範囲内で対応してきた。

参考までに、令和2年の実利用人員でいいますと、令和元年が1万8,000人ほどいたのですが、令和2年は1万1,000人ということで、7,000人ぐらい利用者が減ったという形になります。また、

開館日数等につきましても、やはりどうしても休館をせざるを得ないということで、約50日ぐらい 開館日数、休館日が増えたというような、そのような形になっております。ただ、実際のコスト面 のところでは、指定管理の範囲内で適正に運営されているというふうに考えております。

○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

[執行部退席]

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) それでは次に、日程第5、議案第125号 指定管理者の指定について(栃木市藤岡地域活動支援センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長(廣田智之君) ただいまご上程いただきました議案第125号 指定管理者の指定 についてご説明いたします。

議案書では25ページ、議案説明書では48ページとなります。初めに、議案説明書48ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市藤岡地域活動支援センターの指定管理に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書25ページをお開きください。1の指定管理者 に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市藤岡地域活動支援センター。2の指定管理者に指定す る団体は、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会代表者、会長、小林一成でございます。3の指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。また、指定管理料の見込みは、1年目が1,406万2,000円、2年目が1,441万2,000円、3年目が1,434万2,000円で、3年間の合計が4,281万6,000円となり、今議会に補正予算の債務負担行為として別に提案させていただいております。

なお、本案の指定管理者は公募外で選定しております。その理由につきましては、障がい者が通所利用する当該施設は、創作的活動、生産活動の機会、社会との交流促進等のサービスを提供する障害者総合支援法に基づく社会福祉施設でありまして、利用者及びその保護者との信頼関係が求められます。社会福祉協議会は、現在指定管理者であり、指導員を配置し、利用者への支援や相談を実施しており、利用者及びその保護者との信頼関係を構築していることから、引き続き良好な管理運営が期待できるものと判断いたしました。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) この施設の利用者数というものは、過去なのですけれども、分かりますでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 利用者数につきましては、1日の平均利用者数が2.4人になります。こちらのセンターにつきましては、登録者というのがいらっしゃいまして、そちらが14人ということになっております。

以上です。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) あと、センターの職員というものは、何名を想定されているというか、 規定しているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 職員体制につきましては、施設長として1名、指導員として2名 以上という規定において実施していただいております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 地域活動センターとして1日2.4人、3人来ないというものはいかがな ものなのかなというところがあるのですけれども、このまま社会福祉協議会に委託をして制度の充 実が図れるのかという疑問があるのですが、いかがでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。

- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 議員おっしゃるとおりで、こちらにつきましては利用者が少ないことが懸念されておりますが、ただ藤岡地域のセンターにつきましては、地域性といいますか、ちょっと特殊性を考えて、ほかに事業所が近隣にないということが前提でありまして、そちらの居場所というのの確保ということもございますので、そちらで今のところどうにか存続を考えていっているという状況でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第6、議案第126号 指定管理者の指定について(栃木市都賀 地域活動支援センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長(廣田智之君) ただいまご上程いただきました議案第126号 指定管理者の指定 についてご説明いたします。

議案書では26ページ、議案説明書では49ページとなります。初めに、議案説明書49ページを御覧ください。提案理由並びに参照条文につきましては、前議案と同様ですので、省略させていただきます。

次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書26ページをお開きください。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市都賀地域活動支援センター。2の指定管理者に指定する団体は、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会代表者、会長、小林一成でございます。3の指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの

3年間でございます。また、指定管理料の見込みは、1年目が1,139万2,000円、2年目が1,139万6,000円、3年目が1,193万4,000円で、3年間の合計が3,472万2,000円となり、今議会に補正予算の債務負担行為として別に提案させていただいております。

なお、本案の指定管理者につきましても公募外で選定しております。その理由につきましても、 前議案と同様でございます。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) この議案も先ほどと同じように、利用者数を教えていただけますでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 都賀のセンターにつきましては、1日平均1.7人の利用となります。登録者が5人ということになっております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) あと、職員配置というのはどうなっているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 職員配置につきましては、先ほどの藤岡と同様で、施設長1名、 指導員2名以上という、いわゆるセンターの設置の条件がそのようになっておりますので、同じで ございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) このまま社会福祉協議会、ずっと社会福祉協議会が指定管理、公募外で 受けているのですけれども、このような状況でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 議員おっしゃるとおり、こちらも悩みどころではございます。都 賀地域につきましても、今までほかの事業所が進出しにくかった地域であったようで、ただ最近に なりまして、幾つかの新規事業者が増えてきております。ですので、場合によっては、そちらに転換できれば、都賀のセンターにつきましては、いわゆる事業所さんのほうにお預けする形でも可能 かなと考えております。ただ、利用者さんの状況がそこに加味されるものですから、一概に移行できるかとなりますと、ちょっとまだ懸念材料がございますので、そちらにつきましては今後検討の 余地があると考えております。

以上です。

○委員長(氏家 晃君) 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 指定管理料の中で、3年間で3,472万円ということなのですけれども、 このうち人件費が占める割合というものは、金額でもいいですけれども、幾らになるでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) こちらはほとんどが人件費なので、パーセンテージは出していないのですけれども、ほぼほぼ人件費でございます。すみません。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 3名で1,100万円というと結構いいお金だなという気がするのですけれ ども、旧栃木市内だと地域活動センターというのが3つあると思うのですけれども、そこというの は指定管理にはさせていないですよね。その理由というものは何かありますでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) 都賀と藤岡の地域活動センターにつきましては、いわゆる合併前 の各自治体に1つは地域活動支援センターをつくらなければいけないという法律から残っているも のでございます。本来は、合併後につきましては、栃木市に1つ以上あれば、一応法律上では認め られるところでございますが、先ほども申し上げましたように、地域性と、あと利用者さんの特性 というようなものがございますので、できるだけ支障のないように運営していきたいという考えが 基本にございます。

ただ、それをずっと続けておりますと、いろいろな面で、財政上を含めて、またいろいろ難しさが出てきますので、ほかのいわゆる民間の事業所の進出具合等を含めまして、移行できるかどうかも加味しながら、今後のいわゆる配置といいますか、それは検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで議事を終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。 〔執行部退席〕

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第7、議案第127号 指定管理者の指定について(栃木市大平 児童館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹(松本佳久君) ただいまご上程いただきました議案第127号 指定管理者の指 定についてご説明申し上げます。

議案書は27ページ、議案説明書は50ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の50ページをお開き願います。提案理由でありますが、栃木市大平児童館の管理を行わせる指定管理者を学校法人しずわでら学園に指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の27ページをお開き願います。1として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平児童館でございます。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町静和1151番地4、名称、学校法人しずわでら学園代表者、理事長の市村正弘でございます。3の指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 指定管理、これは5年なので、公募で行ったということでよろしいので しょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) はい、公募で行いました。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 公募には何者参加されたのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 1者でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) ちなみに指定管理料になってしまうのかな、金額は幾らでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 5年間で7,234万9,000円でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 指定管理者、これは前回も同じところですよね。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 同じところでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 指定管理者の場合には、良好な指定管理をしていれば、そのまま、何とか制度ということで継続できるのですけれども、それは使われなかったということなのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 前回の公募の中では、その規定を設けていませんでしたので、 今回公募という形になっております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) すみません、前回の中になかったら、優良何とか制度、延長制度という ものは使えないというのが制度なのですか。指定管理者ではこうなりますよという条例、条例では ないかな。やったと思うのですけれども。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 前回の公募の募集要綱ですかね、の中で、それをうたっていなかったのが、当時公共施設の見直しといいますか、そういうのがございまして、この大平児童館がどうなるかというのがちょっと分からない時期があったものですから、そこで優良更新の規定を設けてなかったということで、今回については設ける内容となっております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 昨年度でいいのですけれども、利用者数というものが分かりますでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 昨年度は9,736人でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) ちなみに職員配置は、何名でしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 5名の配置を予定しております。正職員が3名と臨時の方ですかね、が2名という形となっております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 指定管理者が終わるときに評価されると思うのですけれども、利用者数、 コロナとかあったので、一概に何とも言えないとは思うのですけれども、その評価というものは、 この業者に対してどうだったのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 大平児童館につきましては、市内の児童館の中では一番の利用者がございますので、やはりそういう努力をされているのかなということで評価をしております。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 1者のみということなのですけれども、実績という点で、事故とかけがとか ということはないのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) 事故とかけがという報告は聞いておりません。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 分かりました。そうすると、本体のしずわでら学園のほうの幼稚園といいますか、そっちのほうの状況、事故とか、同じ質問になってしまうのですけれども、分かれば。どうでしょう。
- ○委員長(氏家 晃君) 分かりますか。本体のことはちょっと関係ないかもしれない。 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) すみません、承知しておりません。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員、この指定管理と本体のはあまり関係ないのかなというところで。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(氏家 晃君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◎議案第109号(所管関係部分)の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第8、議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算(第 6号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構で ございます。

毛塚市民生活課長。

○市民生活課長(毛塚加奈子君) よろしくお願いいたします。それでは、ただいまご上程いただきました議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算(第6号)のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、栃木市第6次補正予算書の42、43ページをお開きください。2款1項16目諸費につきましては、補正額3億8,425万1,000円の増額であります。右側説明欄の1行目、国県支出金返還金(福祉総務課)につきましては、令和2年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介助扶助費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

次の国県支出金返還金(障がい福祉課)につきましては、平成30年度の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費県補助金、平成30年度から令和2年度までの障害者医療費国県負担金、令和2年度の特別障害者手当等給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費国県負担金、地域生活支援事業費国県補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

次の国県支出金返還金(高齢介護課)につきましては、令和2年度の低所得者利用者負担対策事業補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

次の国県支出金返還金(地域包括ケア推進課)につきましては、令和2年度の多機関共同包括的 支援体制構築事業補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

次の国県支出金返還金(健康増進課)につきましては、令和2年度の緊急風疹抗体検査等事業国 庫補助金、未熟児養育医療費国県負担金、母子保健衛生費国庫補助金、栃木県健康増進事業費補助 金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。 次の国県支出金返還金(子育て支援課)につきましては、令和2年度の母子家庭等対策総合支援 事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の交 付額確定に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

次の国県支出金返還金(保育課)につきましては、令和2年度の子育てのための施設等利用給付 交付金、子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付額確定 に伴い、超過交付分返還のため、増額補正するものです。

続きまして、46、47ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正額100万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、減額補正するものです。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、50、51ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、補正額622万円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、重度心身障害者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国庫負担金の減額分について、前年度決算に基づき、その不足分を国民健康保険特別会計に繰り出すものであります。

次の後期高齢者医療特別繰出金につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者 医療基盤安定負担金の補正増に伴い、増額分について後期高齢者医療特別会計に繰り出すものであ ります。

続きまして、3款1項3目高齢福祉費につきましては、補正額819万6,000円の増額であります。 説明欄2行目の介護保険特別会計繰出金につきましては、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金 の確定に伴い、国、県及び市の負担金が見込みより増額となるため、増額分について介護保険特別 会計に繰り出すものであります。

次の高齢者へのPCR検査等助成事業費につきましては、65歳以上の介護事業所等への入所決定者が、本人の希望により、施設入所前に行うPCR検査または抗原定量検査費用について助成を行う事業で、当初予算に不足が生じる可能性があるために、増額補正するものです。

次の配食サービス事業費につきましては、高齢者の安否確認を兼ねた昼食弁当の配達を行う事業で、事業の量が当初見込みを上回っており、委託料の当初予算に不足が生じる可能性があるために 増額補正するものです。

続きまして、3款1項5目国民年金費につきましては、補正額55万円の増額であります。説明欄の国民年金事業費につきましては、国民年金法等の一部改正により、国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えに伴い、国民年金システムを改修する必要が生じたため、業務委託料について増額補正するものです。

続きまして、52、53ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、補

正額1,164万2,000円の増額であります。説明欄3行目の学童保育事業費につきましては、シルバー人材センターへの学童保育支援員補助員の派遣委託料が当初見込みを上回ることや子ども・子育て支援交付金の基本額の改定等により、民間事業所への委託料が増加したことによる放課後児童健全育成事業委託料の増額補正と、また現在、栃木市社会福祉協議会西方支所の施設内で開設している西方児童クラブを、来年4月より西方小学校内の教室を借用し、移設するために、学童保育室改修工事費等を増額補正するものです。

次の会計年度任用職員人件費(子育て支援課)につきましては、先ほどのシルバー人材センターへの学童保育支援員補助員の派遣委託料を増額した分、人件費を減額補正するものです。

続きまして、3款2項2目児童措置費につきましては、補正額220万円の増額であります。説明欄の児童手当支給事業費につきましては、令和4年6月からの制度変更に伴い、システム改修の必要が生じたため、改修業務委託料を増額補正するものです。

続きまして、56、57ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、補正額2,596万4,000円の増額であります。説明欄の3行目、健康診査事業費につきましては、健診結果等の情報について、マイナポータルを通じての閲覧活用や自治体間での情報連携を来年度から開始することに伴い、健康管理システム改修に係る委託料を増額補正するものです。

次に、会計年度任用職員人件費(健康増進課)につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施に当たり、ワクチンの配送、予診票の入力、さらには導入が予定されている新たなワクチン接種証明の発行などの事務を行うために、運用する会計年度任用職員の報酬などを増額補正するものです。

続きまして、4款1項2目予防費につきましては、補正額7億2,201万円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施に当たり、必要となる集団接種に関わる経費として、医療従事者の報酬、会場運営委託料、会場借上費用、予約システム使用料、個別接種に関わる経費として、医療機関への接種委託料などを増額補正するものです。

続きまして、58、59ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費につきましては、補正額143万円の増額であります。説明欄の市有墓地敷地復旧事業費につきましては、栃木市岩出町地内の市有墓地について、山から流れ出た水により、のり面部分の崩落が確認されたことから、敷地復旧工事費を増額補正するものです。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

- ○委員長(氏家 晃君) 神長子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(神長利之君) 続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、補正予算書の32、33ページをお開きください。

13款1項1目民生費負担金、補正額142万8,000円の増額であります。説明欄の配食サービス負担

金につきましては、委託料の増額に伴い、自己負担金を増額補正したいというものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金、補正額131万3,000円の増額であります。説明欄の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国の負担金が見込みより増額となるため、増額補正をしたいというものであります。

次の2目衛生費国庫負担金、補正額3億1,864万9,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に対する国庫負担金であります。

次に、2項2目民生費国庫補助金、補正額771万4,000円の増額であります。説明欄、疾病予防対策事業費補助金につきましては、高齢者へのPCR検査費等助成事業費の歳出補正増に対する補助金であります。

説明欄の子ども・子育て支援交付金(子育て支援課)につきましては、放課後児童健全育成事業 に対する国庫補助金の増額について補正するものであります。

説明欄2つ目、子ども・子育て支援事業費補助金(子育て支援課)につきましては、児童手当支給事業に対する国庫補助金の増額について補正するものであります。

3目衛生費国庫補助金、補正額4億2285万2,000円の増額であります。説明欄の感染症予防事業 費等国庫補助金につきましては、健康診査事業に対する国庫補助金であります。

説明欄2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、56、57ページの会計年度任用職員共済費及び会計年度任用職員人件費(健康増進課)並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業費に対する国庫補助金であります。

34、35ページをお開きください。15款3項2目民生費委託金、補正額55万円の増額であります。 説明欄の国民年金協力連携事業委託金につきましては、国民年金システム改修に係る国の10分の 10の委託金でありまして、国民年金事業費の補正増に伴い、増額補正をするものであります。

16款1項1目民生費県負担金、補正額501万1,000円の増額であります。説明欄の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金でありまして、後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療基盤安定負担金の補正増に伴い、増額補正をするものであります。

説明欄2つ目の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県の負担金が見込みより増額となるため、増額補正をしたいというものであります。

次に、2項2目民生費県負担金、補正額503万4,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金(子育て支援課)につきましては、放課後児童健全育成事業に対する県補助金の増額について補正をするものであります。

36、37ページをお開きください。19款1項1目国民年金健康保険特別会計繰入金、補正額1,755万

6,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、前年度に国民 健康保険特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金について、決算額に基づき戻し入れるため、 増額補正をしたいというものであります。

次の3目介護保険特別会計繰入金、補正額5,209万7,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、令和2年度介護給付費負担金及び令和2年度地域支援事業の確定に伴い、市へ返還金が見込みより増額となるため、増額補正をしたいというものであります。

続きまして、38、39ページをお開きください。19款2項24目新型コロナウイルス感染症対策基金 繰入金、補正額48万円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につ きましては、高齢者へのPCR検査費等助成事業費の財源として、基金から繰入金を増額補正する というものであります。

続きまして、繰越明許費補正(追加)についてご説明を申し上げますので、補正予算書の6ページをお開きください。表の2段目、4款1項会計年度任用職員人件費(健康増進課)と次の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る事業費であり、事業期間が令和3年12月から令和4年9月までであるため、次年度に繰越しをするものであります。

続きまして、債務負担行為補正(追加)についてご説明申し上げますので、補正予算書の7ページをお開きください。8段目、令和3年度大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営委託と次の令和3年度藤岡地域活動支援センター管理運営委託、その次の令和3年度都賀地域活動支援センター管理運営委託につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間、各施設の管理運営を指定管理者に委託するため、令和3年度末までに委託業者と協定を締結する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の令和3年度認知症高齢者等個人賠償責任保険につきましては、保険の契約期間が令和4年4 月から令和5年3月の1年間で、保険料の支払いは4月当初となり、これに伴う入札等の準備を令和3年度中に行う必要があるため、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

次の令和3年度大平児童館管理運営委託につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間、大平児童館の管理運営を指定管理者に委託するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の令和3年度斎場管理運営委託につきましては、新斎場へ移行するまでの令和4年4月から令和5年9月までの1年6か月の指定期間中に市が支払う指定管理料について、限度額を設定するものであります。

以上をもちまして補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、議決くださいますよ うよろしくお願い申し上げます。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせを願います。

質疑はありませんか。

川上委員。

- ○委員 (川上 均君) 51ページですか。高齢者へのPCR検査ですけれども、追加ということなのですけれども、何人ぐらいを予定しているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 寺内高齢介護課長。
- ○高齢介護課長(寺内 均君) 補正につきましては、PCR検査1回2万円の48名分を予定しております。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 次の段の配食サービスですけれども、これも何名ぐらいの配食を予定しているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 茅原地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(茅原洋一君) こちらにつきましては、お弁当の食数の増加ということで、 コロナの影響で在宅が伸びておりますので、食数が増えております。そういったことから4,760食 の増ということを見込んでおります。

以上です。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 43ページなのですけれども、毎回これは出てくるので、額が確定した、 額が確定したとして出てくるのですが、令和2年度決算も済んでいる段階で、また令和2年度の額 が確定するものなのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員、43ページの、具体的に。
- ○委員(内海まさかず君) 国県支出金のところで、障がい福祉の場合は、令和2年度で平成30年度 からのが確定したという話なのですけれども、そんなに遡って取られるのかという部分があるので すが、では障がい福祉課のほうで、平成30年度から令和2年度というのはどういう根拠なのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) ご説明申し上げます。

この中の一つには、障害者医療費国県負担金の平成30年度分と令和元年度分というのがございま

す。平成30年度分、いわゆる療養介護における医療費につきまして、令和2年度に病院に監査が入った結果、病院側が市に対し、療養介護費を請求し過ぎていたことが判明いたしました。遡りまして、市は病院からの請求に基づき、国県に負担金を交付申請しているので、当然のことながら交付申請し過ぎという判断となりまして、今回その事務が完了したということで、その過ぎた交付分、いわゆる過交付分を国県に返還するものでございます。病院が請求し過ぎた市が負担する医療費につきましては、既に令和2年度中に病院から返還されております。ということで、いわゆる病院の過誤といいますか、そちらが遡って行われたことによりまして、ついたものでございます。

以上となります。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) ここから出ていくという、一般会計から出ていくというのがよく分からないのですけれども、令和2年度に1回過誤の部分は栃木市に入ってきていて、令和3年の今の時期に今度は国に返す、県かな、県に返すということなのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 廣田障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(廣田智之君) お見込みのとおりでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) では、障がい福祉課ということなので、保健福祉部長にお尋ねしたいのですけれども、これは例年というか毎回出てきて、額が決定した、決定したということなのですけれども、6月議会で決算、もう済んでいる段階でまた返さなければいけないという形なのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 髙橋保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(髙橋礼子君) こちらは、今の障がい福祉課のほうはちょっと例外ですけれども、 毎年、前年度の決算が出まして、それに基づいて国、県のほうに実績報告を出します。それに基づ いた返還、額の確定というものがございますので、どうしてもこの時期になってしまうということ になるかと思います。
- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 57ページの上から3段目ぐらいの説明ですかね。先ほどマイナポータルというふうなお話があったと思うのですけれども、システム改修料ですか。これというのは、マイナポイントの付与とかという関係でこれがあるのでしょうか。よく分からないのですけれども、マイナポータルというのはどういうものなのかというのが。
- ○委員長(氏家 晃君) 白石健康増進課主幹。
- ○健康増進課主幹(白石孝江君) お答え申し上げます。

こちらの健康診査事業につきましては、マイナンバーカードを通じて、健康診査の結果について 閲覧できたり、あとは自治体間で情報連携が、来年度から開始するに伴ってということでございま す。そのために健康管理システム委託開始に係る委託料を改修、増額補正したいということでござ います。

- ○委員長(氏家 晃君) 川上委員。
- ○委員(川上 均君) そうしますと、お医者さんに端末が備えられて、そこにマイナンバーカード を入れると何か分かるみたいな、そういうシステムという理解でいいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 白石健康増進課主幹。
- ○健康増進課主幹(白石孝江君) 今回こちらの、市で行っています集団検診、検診に関するもので ございまして、今回のこの検診結果につきましては、がん検診、それから肝炎ウイルス検診、それ から歯周病検診、骨粗鬆症検診の情報について閲覧できる、開始するに伴う準備でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 53ページの上から3段目の学童保育事業ということで、シルバー人材センターに委託をすることによって2,700万円増えます。その下、会計年度任用職員人件費が1,700万円減りますということなのですけれども、つまり学童の指導員を会計年度からシルバー人材に委託するということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) お答えいたします。

こちらの委託料の内訳につきましては、シルバー人材センターが1,700万円ほどの委託を増額で予定をしております。これの要因につきましては、会計年度任用職員で、学童保育の支援員を当初で135名ほど見込んでいるのですが、実際130名ですか、しか現在おりませんので、その分を補う形でシルバー人材センターへ派遣の委託をしているような状況でございます。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) そこで、5名委託するのに、しかも今から委託するのに、1,700万円かかるということですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) あと、その要因につきましては、その支援員が不足というのがまずありまして、それ以外にもございます。それ以外につきましては、やはりコロナ感染対策の早帰りがあったりとか、あと消毒等を行ったりしまして、やはり勤務の時間といいますか、それが増加しているというのもございます。あと、それと別に、夏、9月ですか、学校の早帰りとかあったかと思うのですが、臨時休校とかも考えまして、やはり学童保育の時間が延びるのかなということで、この補正の金額を出しているような状況でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) ちょっと分からないのですけれども、この2,700万円のうちにはシルバー人材に1,700万円委託しますよということで、あと学童の委託料が変わるのかなというので1,000万円上がっていると思うのですけれども、先ほど説明受けたのは、その1,000万円の部分なの

かなと思うのですが、シルバー人材に委託するというものは、5名の不足分を補うために委託する わけではないのですか。

- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) その5名の部分が大きな要因ではございます。ただ、今回の1,700万円という数字につきましては、最大限シルバーの方が入ったときを想定しまして、41名ですかね、41名、その5名以外にもシルバーの方は入っていますので、最大その41名の方が入ったのを想定して補正のほうを計上させていただいております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) では、すみません、135人定員ですね、指導員の。が、現在130人だということでシルバーの委託をするのだということだったのですけれども、その5名分というのは幾らになるのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) こちらは、1人130万円と考えまして、650万円でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) その差額の1570万円ですか、これというものが何なのかというのを教えてください。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) その残りにつきましては、勤務時間といいますか、委託の時間が増えるというのを500万円ぐらい見ております。それと、もう一点なのですが、障がい児の受入れというのがございまして、その支援員を加配するというのが、やはり当初見込みよりちょっと多かったものですから、その分でもやはり500万円ぐらい出るのかなということで見ております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) それで1,700万円ぐらいかという感じはするのですけれども、あと料金が上がったから1,000万円というものは、全く違うということですか。先ほどの説明の内容なのですが。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) その残りの委託料ということでよろしいのですかね。そちらに つきましては、基本額と、あと障がい児の受入れ事業所が増加したということで、それの加算分が 750万円ほどございます。あと、もう一点が、新型コロナウイルス感染症対策利用の、学童保育の 利用料ですね、それの減免した事業所に対しまして補填するというのがございまして、9月に公営 のほうも学童保育の利用自粛というのをお願いしているのですが、民間のほうにもそれをお願いしまして、その分が200万円ほどございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) もう12月で、残りは、入れて4か月なのですけれども、これはやっぱり 来年の3月31日までの額ということでよろしいのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 松本子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(松本佳久君) そのとおりでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 浅野副委員長。
- ○副委員長(浅野貴之君) 57ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、不動産賃 借料について伺います。これは何か月分を予定されておりますか。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) 今年の分と来年度の分と合わせまして、7か月分でございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 浅野副委員長。
- ○副委員長(浅野貴之君) そうすると、3回目の接種は、あと7か月で終了するという予定でよろ しいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) 国のほうでは、一応7月までの予算を見込めということの指示がご ざいましたので、来年度の7月までの予算を計上しております。
- ○委員長(氏家 晃君) 浅野副委員長。
- ○副委員長(浅野貴之君) 会場の考え方についてお聞かせいただきたいのですけれども、3回目の接種事業は、まだまだこれから長期化が予想される中で、今後の会場の在り方ということについてはどのようにお考えでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) 会場につきましては、集団接種につきましては、今までどおり各地域の保健センター、それと栃木市のワクチン接種会場でありました、ベイシア会場の空き店舗を利用した接種会場も引き続き実施をしていきたいと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 小平委員。
- ○委員(小平啓佑君) 同じく、引き続き接種事業費について、委託先が7つかな、あると思うのですけれども、それぞれの委託先を教えていただければと思います。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) これにつきましては、これからの契約になりますので、申し訳ございませんが、まだ確定してございません。
- ○委員長(氏家 晃君) 小平委員。
- ○委員(小平啓佑君) 既存で委託している事業があると思うのですが、引き続きその先にお願いしていくのか、また新たに入札をするのかというところの考えをお願いいたします。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。

- ○健康増進課長(石川交子君) まだ確定はしてございませんが、今までの実績を踏まえて、接種体制については委託先も含めて検討したいと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 今の小平委員の質問なのですけれども、集団接種の準備をするときに、 入札は行わないということでよろしいのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) 1、2回目接種につきましても、日程が出てから執行までに時間がなかったことから、入札という形ではなくて、ほぼ見積もり合わせという形で実施をさせていただいた経緯がございます。今回につきましても、その実績を踏まえてということで今後検討していきたいと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) では、今度は53ページで、児童手当支給システム改修費で、来年の6月 に制度が変わるということなのですけれども、どういうふうな形で変わるためにこれが必要なので しょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 神長子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(神長利之君) まず、こちらの改正は大きく2点ございまして、現況届というものを今現在いただいているわけなのですけれども、それが原則必要なくなるといいますか、児童の養育状況が変わらなければ、現況届の提出は不要になるというのが一つございます。

それと、所得の上限の限度額というのが今度設定されます。詳しく申し上げますと、今まで所得 上限の限度額を超えるとというか、金額が5,000円というふうに安くなる方がいたかと思うのです が、そちらの方につきましても、さらに所得の上限が設けられまして、それ以上の方につきまして は手当がもらえなくなるという改正になります。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 私がこれを見たときに、今政府が子供に10万円配るよというものに附随 してやるのかなと思ったのですけれども、全く違うということでよろしいのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 神長子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(神長利之君) はい、それとは全く別に行われるものでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) その10万円のやつというのは、この予算には入ってきていない。国からは、それはいつぐらいからやるよというのは示されているのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 神長子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(神長利之君) 今、国、マスコミ等でニュースになっています10万円につきましてですけれども、それにつきましては、9日に議員研究会を開かせていただいて、そこでまず説明

させていただきたいと思いますので、そちらに関する予算ももちろんまだこの補正には入ってございません。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 57ページで、先ほど川上委員が言われていた会計年度任用職員で、ではないか、健康システムか。ワクチンの証明書を発行するための改定だということがあったのですけれども、これは国から、こういうふうにしなさいよということでやるものなのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 石川健康増進課長。
- ○健康増進課長(石川交子君) ワクチンの検査パッケージですね。ワクチン接種済み証明書を使いまして、そういったものを利用して、経済活動を回すということを想定してということなのですけれども、まだどんな場面で使用するかとか、現在不透明な状況にありますので、国のほうで利用方針等が決まり次第、市民の皆様へ周知していきたいと考えております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 国がどのように考えているのかというのは、まだ分からないのですけれ ども、自治体、我々が先行して、これがないとできないよというようなことにはならないようにし ていってほしいと思います。

続いて、59ページなのですけれども、墓地の復旧工事ということなのですが、この概要というものをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 岩出町にございます市有墓地ということで、そちらが今回、大雨が降りまして、それによりましてのり面が崩落したということなので、その辺の復旧事業ということであります。市有墓地ということでありますので、市のほうで復旧せざるを得ないということで考えて上程させていただいております。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) その原因となった豪雨というのは、いつの話なのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 福田環境課長。
- ○環境課長(福田欽也君) 今年の8月12日頃に発生した大雨によって崩落したということでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしま した。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 零時08分)

○委員長(氏家 晃君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時10分)

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 日程第9、議案第110号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構で ございます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長(島田林治君) ただいまご上程をいただきました議案第110号 令和3年度栃木市 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の9 ページをお開きください。

令和3年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,743万7,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億953万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、102、103ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、補正額110万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税賦課事務費につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、令和4年度からの国民健康保険税

の未就学児に係る減額について、国民健康保険税賦課システムを改修する必要が生じたため、電算 処理委託料について増額補正するものであります。

104、105ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額1億3,880万円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が確定したことから、不用額を減額するものであります。

106、107ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額1,363万7,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が確定したことから、不用額を減額するものであります。

108、109ページをお開きください。 3款3項1目介護納付金分、補正額2,344万8,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が確定したことから、不用額を減額するものであります。

110ページ、111ページをお開きください。5款1項1目特定健康診査等事業費、補正額28万6,000円の増額であります。説明欄、特定健康診査事業費につきましては、総合支所3か所に設置してある国保総合システムオンラインネットワークについて、ADSL回線から光回線への移行に伴い、配線工事を行う必要が生じたため、増額補正するものであります。

112、113ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額5億3,369万2,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金を保険財政調整基金に積み立てるため、増額補正するものであります。

114、115ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額2億68万8,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度普通交付金及び特別交付金、災害臨時特例補助金等の精算に伴い、超過交付分の返還金について増額補正するものであります。

116、117ページをお開きください。8款2項1目他会計繰出金、補正額1,755万6,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金等繰入金について、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻入れするため、増額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、100、101ページにお戻りください。5款1項1目2節特別交付金、補正額110万円の増額であります。説明欄、特別調整交付金につきましては、国民健康保険賦課システムの改修に係る10分の10の交付金について、増額補正するものであります。

次に、7款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額41万4,000円の増額であります。説明欄、 地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、重度心身障害者医療費助成等の現物給付に伴う地 方単独事業の実施による国庫負担金の減額分について、前年度決算に基づき精算し、その不足分を 一般会計から繰り入れるものであります。

次に、8款1項1目1節前年度繰越金、補正額5億3,369万1,000円の増額であります。説明欄、

前年度繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見 込額に合わせ増額補正するものであります。

次に、9款3項6目1節雑入、補正額4,223万2,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等 精算金等につきましては、前年度に概算払いをした療養給付費等の精算による返還金で、収入見込 額に合わせて増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 103ページの110万円の未就学児うんたらかんたらだったのですけれども、 この説明をもう一度お願いします。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 令和3年6月11日に、全世帯型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律が公布され、未就学児に係る国保の被保険者均等割の5割軽減措置に関する事項がありまして、減額相当額を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担し、施行日が令和4年4月1日からというふうになっておりまして、そういう改正が行われたものですから、本来であれば国保税条例のほうの改正も進めていかなくてはならないところなのですが、今現在それを準備している途中でありまして、その前にシステム改修のほうが、令和4年度からということですので、システム改修のほうが必要となったものですから、今、補正として上げさせていただきました。

以上です。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 改定されて、その該当する児童というか未就学児というのは、大体何名 ぐらいになるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 未就学児の子供のいる世帯が482世帯、595人ということになっております。

- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。 川上委員。
- ○委員(川上 均君) 113ページの基金の積立てです。この基金の積立てで、総合計といいますか、 基金の総合計は幾らになるのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 5億3,000万円ほど積み立てる予定でありますので、総額にいたしますと26億9,200万円ぐらいになるというふうに想定しております。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第110号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第10、議案第111号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会 計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長(島田林治君) ただいまご上程をいただきました議案第111号 令和3年度栃木市 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書 の13ページをお開きください。

令和3年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる というものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,417万6,000円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、126、127ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額580万6,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減分について、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する負担金に不足が生じることが見込まれるため、増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、124、125ページにお戻りください。4款1項2目1節保険基盤安定繰入金、補正額580万6,000円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分について、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する負担金に不足が生じることが見込まれるため、その不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。 ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) 127ページということで、低所得者の軽減分、一般会計に出す、出すの は広域連合か。軽減分は一般会計から補填することができるのですけれども、軽減者が増えたから、 この額が増えたというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- ○委員長(氏家 晃君) 島田保険年金課長。
- ○保険年金課長(島田林治君) 委員おっしゃるとおりでございまして、被保険者が増えたということもあるのですが、軽減対象者も増えたということで、当初1万5,684人ほど対象と考えていたのですが、484人ほど増えたような状況でありまして、そのために増額補正するということでございます。
- ○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。 〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。 〔執行部退席〕

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) それでは次に、日程第11、議案第112号 令和3年度栃木市介護保険特別 会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長(寺内 均君) それでは、ただいまご上程いただきました議案第112号 令和3年 度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の17ページをお開き願います。令和3年度栃木市の介護保険特別会計(保険事業勘定)の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億797万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億1,062万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算書の138ページ、139ページをお開きください。第1款1項1目一般管理費の説明欄、職員の人件費補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役員等に変更が生じることによる差額分を精査し、減額補正するものでございます。

140ページ、141ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の説明欄、地域密着型介護サービス費給付費は、地域密着型サービス給付費が見込みより減額となるため、減額補正したいというものでございます。

142ページ、143ページをお開きください。2款2項2目介護予防計画サービス給付費の説明欄、

介護予防計画サービス費は、介護予防計画サービス給付費が見込みより増額となるため、増額補正 したいというものであります。

144ページ、145ページをお開きください。職員の人件費補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役員等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正をするものでございます。

146ページ、147ページをお開きください。 7 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金の説明欄、 第 1 号被保険者過誤納還付金は、第 1 号被保険者保険料還付金が見込みより増額となるため、増額 補正したいというものであります。

7款1項2目償還金の説明欄でございますが、1行目、国庫支出金等返還金(地域包括ケア推進課)につきましては、令和2年度地域支援事業交付金の確定により、国及び県への返還金が生じたため、増額補正したいというものであります。

148ページ、149ページをお開きください。7款2項1目他会計支出金の説明欄、一般会計繰出金介護保険給付分は、令和2年度の介護給付費負担分の確定に伴い、市への返還金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

2行目、一般会計繰出金(地域包括ケア推進課)につきましては、令和2年度地域支援事業交付金の確定により、一般会計への繰出金が生じたため、増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、補正予算書134ページ、135ページにお戻りください。4款1項1目介護給付費負担金の説明欄、過年度分につきましては、令和2年度介護保険給付費負担金の確定に伴い、国の負担金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

4款2項3目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事業以外)でございますが、の補 正額は、55万1,000円を増額するものであります。1節の現年度分につきましては、地域支援事業 の権利擁護事業費の職員人件費の増加に伴い、国庫補助金を増額補正するというものであります。

6 款 1 項 1 目介護給付費負担金の説明欄、過年度分は、令和 2 年度介護保険給付費負担金の確定 に伴い、県への負担金の見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

6款3項2目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援事業以外)の補正でございますが、27万6,000円を増額するものであります。1節現年度分につきましては、地域支援事業の権利擁護事業費の人件費の増加に伴い、県補助金を増額補正するものでございます。

9款1項3目地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業以外)の補正でございますが、 27万6,000円を増額するものであります。1節の現年度分につきましては、地域支援事業の権利擁 護事業費、職員の人件費の増加に伴い、一般繰入金を増額補正するものでございます。

136ページ、137ページをお開きください。 9 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与等繰入金は、介護保険特別会計への職員人件費について、当初見込んでいた額より減額となるた

め、減額補正したいというものでございます。

9款1項5目低所得者保険料軽減繰入金の説明欄、過年度は、令和2年度の低所得者保険料軽減 負担金の確定に伴い、国、県及び市の負担金が見込みより増額となるため、増額補正したいという ものでございます。

10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金につきましては、前年度繰越金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

以上をもちまして、令和3年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。 ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。 内海委員。

- ○委員(内海まさかず君) では、139ページの職員人件費ということで、150ページに給与費明細書というのがついていて、1の(1)で職員数が減っているのですけれども、給与費というものは全く変わらないということになっているのですけれども、これはどういうことなのですか。
- ○委員長(氏家 晃君) 茅原地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(茅原洋一君) こちらにつきましては、職員課所管の部分にはなるのですが、実際5名の職員減ということになっておりますが、今回につきましては、権利擁護の職員の手当増が見込まれるという部分の対応のみということで、その他につきましては3月のほうで対応させていただきたいという考えでございます。

以上です。

- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 現在5名減っているのですか、職員数が。
- ○委員長(氏家 晃君) 茅原地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(茅原洋一君) こちらにつきましては、当初予算の人数よりも5名、見込みというか、予算をつくった段階での人数と今回実際の人数との差分が5名減という形になって、マイナスという形です。よろしくお願いします。
- ○委員長(氏家 晃君) 内海委員。
- ○委員(内海まさかず君) 年度当初から、予算をつくった段階よりも5名いないということですよ ね。それで業務というものは、どんな感じ、やっぱり埋まっているのですか。

- ○委員長(氏家 晃君) 茅原地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(茅原洋一君) こちらは、実際に中身的なものは職員課の部分の積み上げなので、私も詳細は計りかねているのですが、自分の所管の部分では人数的なものは減はございません。それで、業務的には十分回っておる状況でございます。

以上です。

○委員長(氏家 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第12、議案第113号 令和3年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長(茅原洋一君) それでは、ただいまご上程いただきました議案第113号 令和3年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)についてご説明 いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の21ページをお開き願います。令和3年度栃木市の介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,534万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の164ページ、165ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費、補正額300万円を増額するものでございます。説明欄の介護予防サービス計画委託費につきましては、要支援者に対する介護サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に委託する費用が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

次に、166ページ、167ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額300万円を減額するものでございます。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費につきましては、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

次に、168ページ、169ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金、補正額184万4,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、令和2年度繰越金の確定に伴い、令和3年度の一般会計繰入金の精算を行うため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、162ページ、163ページをお開きください。1 款1項1目介護予防サービス計画費収入、補正額300万円を増額するものでございます。歳出の委 託費の増額に対応するもので、計画費収入を増額補正したいというものでございます。

次の1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入、補正額300万円を減額するものでございます。歳出の委託費の減額に対応するもので、事業費収入を減額補正したいというものでございます。

次の3款1項1目繰越金、補正額184万4,000円を増額するものでございます。前年度繰越金の額の確定に伴い、増額補正したいというものでございます。

以上をもちまして、令和3年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第 1号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(氏家 晃君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(氏家 晃君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまで ございました。

[執行部退席]

◎陳情第4号の上程、採決

○委員長(氏家 晃君) 次に、日程第13、陳情第4号 新型コロナウイルス対策に関する見直しを 求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○委員長(氏家 晃君) これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否 などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言を願います。

内海委員。

○委員(内海まさかず君) 陳情の中で賛同できる部分もあれば、できない部分もあるのですけれども、2番目の非接触者への差別を禁止する条例というか、差別を助長する仕組みの阻止というようなところに関しては、私も全くそのとおりだなと思いますので、この陳情書を採決するというふうになると、私の場合は否決にはなってしまうのですけれども、この中から酌むべきものがあるなというふうに考えています。

採決が終わった後で、この民生常任委員会の中で、私たちが見ていかなければいけないというものを、また委員の中で討議していくべきかなというふうに思っております。

○委員長(氏家 晃君) ありがとうございます。ほかに陳情・請願についてお願いします、的を絞って。

川上委員。

○委員(川上 均君) 1項目めのコロナワクチン接種の中止ということだと、やはり受けるという 方を阻害してしまうということがありますので、賛同できないかなというふうに思います。

②のほうの差別を阻止する、抑止する、禁止するということは、趣旨はやっぱり賛成ですので、 内海委員の言ったように、採決の後に、民生常任委員会として、この差別に関しては方向性という のは出したほうがいいのかなというふうに思います。

- ○委員長(氏家 晃君) ほかにありませんか。皆さんからご意見を頂戴したいので。 千葉委員、お願いします。
- ○委員(千葉正弘君) この間ヒアリングといいますか、説明を聞かせていただいた後、自分なりに 考察をしてまいりました。結論からいくと、先ほどおっしゃった2人と同じような結果になるので すけれども、やはり3つの中の2番目については、考える必要があるのかもしれない。差別があってはいけないとは思います。

ただ、ワクチンの接種の事業をやめるということについては、これはなかなか難しいのではないか。受けたいという人もいるわけですし、難しいと思います。それから、マスクの着用についても同様であります。同様というのは、前の2人と同じで、やはりそれをやめるということは、なかなか難しいと私は思っております。

- ○委員長(氏家 晃君) 小平委員、いいですか。
- ○委員(小平啓佑君) 私も、結論から申し上げますと、賛成、反対でいきますと反対の立場です。 ①、②、③とありますが、②につきましては皆様と同じ意見です。

①につきましても、ワクチンを受けたいという方もいらっしゃる中で、私は例えば医師のインフォームドコンセントとか国の接種に対する選択肢をしっかり示すとか、そういう方向であれば賛成なのですけれども、事業自体を中止するということに対しては、ちょっと行き過ぎているご意見なのかなという考えです。

3番のマスクについては、やっぱりマスクの効果で、感染を抑えられている効果があると私は思っておりますので、それを中止するということは、行き過ぎているお考えなのかなというところでございます。

以上です。

- ○委員長(氏家 晃君) 古沢委員、よろしいですか。
- ○委員(古沢ちい子君) 私も皆さんと同じ考えです。この陳情に対しては否決という思いでおります。

理由とすれば、私の周りにも、この陳情の方と同じような考えの方はいらっしゃって、それはこういうお考えだということもよく承知はしております。しかし、医学的、また科学的根拠、それから議会として、公の場としての、一般の皆さんに強制的なことということの判断をするには、まだもう少し議論も必要かなというふうに思いまして、もう少し丁寧に進めていくべきだと思いますの

で、今回のこの陳情に関しては、少し反対を感じております。

- ○委員長(氏家 晃君) では、浅野副委員長、いいですか。
- ○副委員長(浅野貴之君) 私も不採択の立場であります。

1番については、もちろん受けない自由も保障されなければなりませんけれども、受ける自由も 保障されるべきであろうと思いますので、一律にワクチン事業を中止するということについてはい かがなものかと思います。

また、3つ目のマスクの着用の推奨についての中止ということでありますけれども、マスクは飛 沫の拡散を防ぐという効果もありますので、一律にマスクの着用を中止するということについても、 いかがなものかと思います。

ただ、②番については、差別をしてはならないということは当然でありますので、栃木市がどういう取組をしているのかということについては、委員会として研究していく必要があるだろうと思いますけれども、全体としては不採択というふうに考えます。

以上です。

○委員長(氏家 晃君) 私はいいですよね。言ったほうがいいですか。いいですよね。 それでは、皆さんからお伺いいたしましたので、ほかにご意見はございませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長(氏家 晃君) ほかにご意見がございませんので、ただいまから陳情第4号について採決をいたします。

討論はないですね。

[「したいですね」と呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) みんな不採択という立場だったので。いいですよ、討論しても。不採択の 立場での討論になってしまいます。

[何事か呼ぶ者あり]

○委員長(氏家 晃君) やっぱり討論はないのです。さらに意見がある場合は、意見を言ってください。

内海委員。

○委員(内海まさかず君) この陳情に関しては、先ほども言いましたけれども、不採択という立場になるのですけれども、ワクチンを打てば全て解決するというものではなくて、もう実証でブレークスルーというものもありますし、ワクチンを打って4か月後には抗体が半分になってしまうと。また、そのワクチンによって副反応が出てしまうということもありますので、ワクチンが万能だというふうには考えるべきではないと思っています。中止まではいかないのですけれども、ワクチンを受けたいという方もいらっしゃいますので、そこは尊重すべきだと思っています。

この病気というものは、未知の病原菌であって、そしてそれに対応するものも、今私たちは壮大

な実証実験に付き合わされていると、その真っただ中にいるという状況です。その情報というものは、受ける受けない、するしないというものに関しては、本人の自由であるべきだと思いますし、それを判断するための情報というものは、もっと多角的に示されるべきだと思っています。政府だけではなくて、やはり受けた方の感想、実態がどうだったか、そういうものの中から各自が判断していくべきだと思っています。

なので、この陳情には反対なのですけれども、もっと情報を集めて、そして市民に知らせていくべきだろうなと。これは栃木市、そして我々民生常任委員会の使命でもあるのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長(氏家 晃君) ほかにご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(氏家 晃君) ないようでございますので、ただいまから陳情第4号について採決をいた します。

これまでの各委員の意見を勘案いたしまして、お諮りいたします。

本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長(氏家 晃君) 起立少数であります。

したがいまして、陳情第4号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(氏家 晃君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任を願います。 これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 2時02分)